

山梨県立考古博物館及び風土記の丘研修センター清掃業務委託に係る
一般競争入札公告

山梨県立考古博物館が発注する山梨県立考古博物館及び風土記の丘研修センター清掃業務委託に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年6月11日

山梨県立考古博物館 副館長 谷口 順一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務の名称及び数量
山梨県立考古博物館及び風土記の丘研修センター清掃業務 一式
- (2) 委託する業務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること、
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
- (4) 履行場所 山梨県立考古博物館（山梨県甲府市下曾根町923）
風土記の丘研修センター（山梨県甲府市下向山町1271）

2 事務を担当する所属 山梨県立考古博物館総務課

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
 - エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 山梨県内に本店を有し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年山梨県告示第64号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- (4) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種（役務）の「清掃」に登録されている者であること。

- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (6) 業務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後1時間以内に直ちに履行に着手できる者であること。
- (7) 令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年間において、県関係施設又は文化施設等に係る1年間継続しての清掃業務契約を1回として2回以上元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

4 一般競争入札の参加資格の審査

(1) 申請の時期及び受付時間

この公告の日から令和8年6月17日（水）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市下曾根町923 山梨県立考古博物館総務課

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所 4の(2)に掲げる場所

(2) 入札説明会 実施しない。

(3) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和8年6月17日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の(2)に掲げる場所において直接交付する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月19日（金）午前10時30分

イ 場所 山梨県甲府市下向山町1271

風土記の丘研修センター 研修室

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格の無い者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、山梨県立考古博物館副館長は損害賠償の責を負わないものとする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前払金の有無 無

(8) 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、当該入札による契約を変更、又は解除することがある。

(9) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 問い合わせ先

山梨県立考古博物館 総務課

〒400-1508 甲府市下曾根町923 電話055-266-3881